

古物営業を営む皆様へ ～「主たる営業所等届出書」の提出は 令和2年3月31日まで～

☆改正法の施行日が決定しました！！

昨年、古物営業法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)が公布され、施行日までに、「主たる営業所等届出書」を提出しなければ、古物営業許可が失効することとなりましたが、今般、施行期日を定める政令が公布され、施行日が

令和2年4月1日

に決定しました。

改正法の全面施行後に、引き続き古物営業を営むためには、「主たる営業所等届出書」を提出する必要があります。

手続をしないまま営業を続けると無許可営業となり、処罰の対象となりますのでご注意ください。

※ 営業所・古物市場が1つしかない場合又は1つの県内にしか営業所・古物市場がない場合にも主たる営業所等届出書の提出が必要になります。

※ 主たる営業所等届出書を提出した後に、その届出内容に変更があった場合、変更届出書の提出に併せて、再度、主たる営業所等届出書を提出する必要があります。

『主たる営業所等届出書』の提出について

- 提出期間

令和2年3月31日まで

- 提出先

主たる営業所等の所在地を管轄する警察署(分庁舎)

※ 複数の公安委員会から許可を受けている場合、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署に届出をすれば、その他の公安委員会への届出は不要です。

- 提出書類

主たる営業所等届出書 1通

- 届出の際は、許可証・印鑑を持参してください。

- 警察署窓口の混雑も予想されますので、お届けをされる方については、余裕を持つてのお手続をお願いいたします。



<不明点に関する問合せ先>

福島県警察本部生活安全企画課

生活安全指導第一係

024-522-2151(内線3313・3314)